市町地域伴走支援体制整備事業　実施要領

第１ 趣　旨

人口減少と超高齢化社会を迎える多自然地域において、生活圏を支える地域運営組織の形成をはじめとした住民の自主的な地域づくりを促進するには、取組が困難となっている集落や地域運営組織の地域づくりのフェーズに応じて、市町が地域を伴走しながら、地域課題やニーズに応じたサポート、フォローアップ等を支援していく必要がある。

このため、今後、職員不足等が深刻な過疎市町等において、持続可能な多自然地域づくりを総合的に展開できるよう、地域おこし協力隊OBや中間支援組織等の人材や団体を活用した地域伴走支援の体制整備（中間支援機能の確保）に係る立ち上げ経費を支援する。

市町地域伴走支援体制整備事業（以下、「事業」という。）の実施は、「兵庫県企画部補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第２　用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ

ろによる。

　１　地域伴走支援

　　　持続可能な生活圏形成に向けて、地域運営組織（設置予定を含む）の取組に対して、「待ちの姿勢」ではなく、潜在的なニーズを把握し「支援を届ける姿勢」で積極的にアウトリーチし、「必要に応じて伴走し、寄り添う」などの市町の伴走型支援

　　　一般的には、次の機能が求められている。

⑴　地域運営組織や自治会等の組織運営に対する技術的支援

⑵　会議運営（合意形成）支援

⑶　地域のニーズや課題の把握（調査・分析を含む）

⑷　補助金や助成金の活用支援

⑸　研修や勉強会・交流会の開催支援

⑹　人材の発掘・育成・確保 等

⑺　市町関係部署との連絡調整・情報共有

⑻　事業者や地域外の人材との橋渡し

⑼　隣接地域や地域外団体等との調整

⑽　その他、持続可能な多自然地域づくりに必要な支援

　２　伴走支援者

　　　前項の伴走型支援を行う者又は団体。本事業では、市町職員が行う場合以外を対象としており、地域おこし協力隊OB、地域づくりの専門家・経験者、住民活動経験者、行政OB、社会福祉協議会や中間支援組織等の団体への委託など、幅広い人材を対象としている。

３　多自然地域

市街地を除く豊かな自然環境に恵まれた地域とし、次の区域を除いた地域をいう。

（多自然地域に含まない区域）

・都市計画法に基づく「市街化区域」

・緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づく

「まちの区域（第4 号区域）」、「歴史的なまちの区域（丹波地域第2 項区域）」、

「歴史と賑わいの区域（北但馬地域第2 項区域）」、「伝統的なまちの区域（西播磨地域第2 項区域）」及び「光都の区域（西播磨地域第2 項区域）」及び「歴史的景観区域（南但馬地域第2 項区域）の一部（国道沿いの3 区域）」

　４　地域運営組織（広域的な地域運営体制）

旧小学校区単位などの広域的な地域を単位とし、住民が主体となって、様々な分野の地域課題への対応や集落機能の補完に取り組む組織をいう。（市町条例や要綱等の位置づけの有無は問わない）

第３　事業実施主体

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第２条の過疎地域を有する市町及び特別交付税の取扱において、過疎地域に準ずる地域として特別の需要があると認められる市町。なお、複数市町よる設置も対象とする。

第４　事業内容

１　対象事業

　　　市町の地域伴走支援方針（以下、「市町方針」という。）に基づき設置される地域伴走支援体制の整備及び人材発掘

２　対象経費

　⑴　地域伴走支援体制の整備

新たに地域伴走支援の体制を整備（中間支援機能の確保）するための経費

　　　・地域伴走支援人材の設置にかかる人件費、旅費･使用料･需用費等の活動経費

　　　・機能確保するための外部団体(社会福祉協議会、中間支援組織等)及び人材等への

委託経費

　　　・地域伴走支援者を対象とした研修会等の開催・参加経費

　　　・事務所開設に係る改修費、設備経費

　　　・その他知事が認める必要経費

　　⑵　人材発掘

* 人材発掘のための地域づくり講座やワークショップ等の開催経費
* 人材スカウトサービス等の利用経費
* その他知事が認める必要経費

　３　対象外経費

⑴　令和４年度迄に地域伴走支援のための人材設置や委託を行っていた人材分の経費

⑵　市町職員及び再任用職員の設置に要する経費・旅費

⑶　地域伴走支援者の確保を目的としない人材発掘の経費

⑷　その他デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）取扱通知で対象とならないとされている経費

　４　事業要件

市町は、事業完了後も継続的な地域伴走ができる体制の維持や強化に努めること。

第５　支援期間

　 本事業の支援期間は県の会計年度で３年度を限度とする。

第６　事業の認定

１　事業を実施しようとする市町長は、別に定める期日までに応募書（要領様式第１号）及び事業計画書（要綱別紙様式第１）、市町の地域伴走支援方針（要領様式第３号）を作成し、別に定める県の機関（以下、「県機関」という。）を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

２　知事は、１により提出のあった事業計画について、審査のうえ、認定の可否を決定し、その結果を当該市町長へ通知する。

第７　事業の変更等

１　前条の規定により認定を受けた市町は、認定を受けた事業計画について、次のいずれかに該当する場合は、変更認定申請書（要領様式第２号）及び変更事業計画書（要綱別紙様式第１）を作成し、県機関を経由して知事（企画部地域振興課）に提出する。

⑴　目的の達成に影響を与える変更をするとき

⑵　事業種別を追加、中止又は廃止するとき

⑶　その他重要な変更をするとき

２　前項の変更認定の手続きについては、前条の規定を準用する。

第８　補助

県は、予算の範囲内において、下表に示す額を上限として補助するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ３年間の補助上限事業費(千円) | 県補助率 |
| 人材設置費[(地域数※１×0.2)－R4設置済人数※２]×4,387千円＋人材発掘費1,862千円  ※１：多自然地域の集落を含む地域運営組織数及び設置予定数  ※２：新たな体制整備が対象であるため、令和４年度迄に体制確  保されている場合は、その人数相当分は控除 | １／２以内 |

第９　補助金の交付手続き等（要綱）

　　１　市町長は、令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を、その指示する日までに県機関へ提出するものとする。

　　２　県機関は、市町長から前項の申請があった場合には、事業計画書に基づいて当該補助の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる場合は、その結果を補助金交付決定書により市町長に通知する。

３ 　第７の規定及び令和７年度兵庫県企画部補助金交付要綱に基づき、変更事業計画が認定された場合は、前２項の規定を準用し交付決定の変更手続きを行う。この場合、補助金交付申請書とあるのは補助金変更交付申請書と、補助金交付決定書とあるのは補助金変更交付決定書と読み替えるものとする。

　　４　市町長は、２月末までに事業完了までの全体事業費を見込み、実施事業概要書（要領様式第４号）及び補助金概算払請求書を県機関へ提出しなければならない。県機関は、前項の交付決定額に基づき、市町長から提出される補助金概算払請求書により、３月末までに補助金を交付する。

　　　　なお、市町長から地域運営組織等の団体への間接補助についても、３月末までに補助金を交付しなければならない。また、委託業務や請負契約による直接執行の場合は、３月末までに履行確認及び検査が適と認められなければならない。

第10　実績報告等（要綱）

１　市町長は、事業を実施する年度の事業が完了したときは、実績報告書（要綱別紙様式２）を作成し、県機関に提出しなければならない。

２　実績報告書の県機関への提出期限は、事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は当該事業の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

３　知事が指示したときは、別に定めるところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

第11　会計経理の適正化

事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

１　事業計画に基づき、地域伴走支援者の業務従事や日数等が確認できるよう出勤簿、その日の業務内容が分かる書類を整備すること。

２　事業に係る補助金の使用は、事業計画に沿った内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に　確認できる書類（金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類等）を整備すること。

３　領収書等支払いを証明する書類の整備にあたっては、領収書一覧表（要綱別紙様式２別添２）を作成すること。

４　備品については、市町の規定に基づき、備品管理台帳を整備し、適切に管理すること。

第12　専門家等からの指導・助言

１　県機関は、市町が効果的に事業活用できるよう、地域づくりや各分野の専門家から指導・助言等を行う体制について、別に定めるところにより設置する。

２　市町は、事業の活用について、前項により設置する専門家等のチームや県機関からの助言を受けることができる。

第13 推進指導等

県機関は、県内の事例等をとりまとめ情報共有を図るとともに、事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、市町への指導状況や事業に関連する管内事例等を収集し、知事（企画部地域振興課）へ報告する。

第14　その他

１　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　２　躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）との相互流用は認められない。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

（要領様式第１号）第６の１関係

（文書番号）

年　　月　　日

兵庫県知事　　　　　　様

○○○○市（町）長

○年度 市町地域伴走支援体制整備事業 応募書の提出について

市町地域伴走支援体制整備事業実施要領第６の１の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

記

１．事業内容　　　別添「事業計画書」（要綱別紙様式第１号）のとおり

２．その他添付資料

　⑴　市町の地域伴走支援方針（要領様式第３号）

　⑵　市町交付金交付要綱（各種団体等に対して補助金を交付する場合）

　⑶　その他参考資料

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第２号）第７の１関係

（文書番号）

年　　月　　日

兵庫県知事　　　　　　様

○○○○市（町）長

○年度 市町地域伴走支援体制整備事業 変更認定申請書の提出について

年　月　日付け　　第　　号で認定通知のあった標記事業について、市町地域伴走支援体制整備事業実施要領第７の１の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて提出します。

記

１．事業内容　　　別添「事業計画書（変更）」（要綱別紙様式第１号）のとおり

２．変更事業費　　当初認定額　　　　　　　千円

　　　　　　　　　変更後申請額　　　　　　千円

　　　　　　　　　差引増減額　　　　　　　千円

３．変更理由

４．その他添付資料

　⑴　市町の地域伴走支援方針（要領様式第３号）　　※変更がある場合

（担当者）

所属：

氏名：

電話番号：

メールアドレス：

（要領様式第３号）第６の１関係

○○市町　地域伴走支援方針

１．地域伴走支援の現状及び課題

　　（地域担当職員を設置している場合は再点検が必要）

２．今後、必要な地域伴走支援のあり方（中長期的な視点から）

　　（若手職員の現場離れ、人事異動によるノウハウ継承問題等も含めて）

３．地域伴走支援者の担う機能や役割（スタンスも含めた）

　　（地域担当職員を置く場合の地域伴走支援者との役割分担の明確化）

４．地域伴走支援者の人材のあり方（人材発掘方法も含めた）

　　（市町の地域おこし協力隊制度の活用や人材発掘施策（公民館での講座等）も含めて、

人材確保を検討）

５．配置人数や委託内容等の考え方

６．その他必要事項

（要領様式第４号）第９の４関係

実施事業概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種別 | 事業の実施内容  （日程・場所・取組内容等） | 金額（円） | 経費明細  （単価、数量等） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（別紙１（要領第６関係））

多自然地域づくりプロジェクト事業申請先県機関一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町 | | 申請先県機関 |
| 神戸市 | 高砂市 | 企画部地域振興課 |
| 明石市 | 川西市 |
| 西宮市 | 三田市 |
| 加古川市 | 稲美町 |
| 宝塚市 | 猪名川町 |
| 西脇市 | 加西市 | 北播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 三木市 | 加東市 |
| 小野市 | 多可町 |
| 姫路市 | 福崎町 | 中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 |
| 市川町 | 神河町 |
| 相生市 | 太子町 | 西播磨県民局県民躍動室地域振興課 |
| 赤穂市 | 上郡町 |
| 宍粟市 | 佐用町 |
| たつの市 |  |
| 豊岡市 | 香美町 | 但馬県民局県民躍動室地域振興課 |
| 養父市 | 新温泉町 |
| 朝来市 |  |
| 丹波篠山市 | 丹波市 | 丹波県民局県民躍動室地域共創課 |
| 洲本市 | 淡路市 | 淡路県民局県民躍動室交流渦潮課 |
| 南あわじ市 |  |
| ※尼崎市、芦屋市、伊丹市、播磨町はプロジェクト対象外 | | |